

「第二期長野県子ども・子育て支援事業
支援計画」の策定について（答申）

令和2年3月

長野県福祉審議会

目 次

■ はじめに	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の性格	
3 計画期間	
■ 計画策定の背景	2
1 子ども・子育てを取り巻く状況	
2 第一期 長野県子ども・子育て支援事業支援計画の進捗状況	
■ 計画の基本理念等	6
1 基本理念	
2 基本目標	
3 達成状況の点検及び評価	
■ 具体的施策の内容	8
第1編 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	8
第1節 区域の設定について	8
第2節 教育・保育の需要と提供体制の確保	10
第3節 幼児期の教育・保育の一体的提供	32
第4節 施設等利用給付の円滑な実施の確保について	33
第5節 教育・保育等、従事者の確保及び資質向上	34
第6節 地域子ども・子育て支援事業の推進	38
第7節 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整	41
第8節 教育・保育情報の公表	41
第2編 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	42
第1節 児童虐待防止対策の充実	42
第2節 社会的養育の充実・強化	45
第3節 ひとり親家庭の自立支援の推進	47
第4節 障がい児施策の充実	49
長野県社会福祉審議会委員名簿	52
子育て支援専門分科会委員名簿	53
審議経過	54

第二期長野県子ども・子育て支援事業支援計画（案）

■ はじめに

1 計画策定の趣旨

平成 24 年 8 月に、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。これらの法律に基づき、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図ることを目的とする「子ども・子育て支援新制度」が、平成 27 年 4 月より本格施行されています。

この新制度により、市町村が幼児教育・保育の実施主体として、5 年間ごとの教育・保育の量や質の向上を定めた、子ども・子育てに関する計画（市町村「子ども・子育て支援事業計画」）を策定することになり、県はそれを支援する「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定しています。

県では、平成 27 年 3 月に策定した「支援計画」が令和元年度末をもって終了することから、これまで実施してきた施策の成果や課題等を踏まえ、教育・保育の量や質の向上を目指す令和 2 年度からの新たな計画「第二期長野県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定するものです。

2 計画の性格

この計画は、「子ども・子育て支援法」第 62 条第 1 項に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 26 年 7 月 2 日 内閣府告示第 159 号）に即して策定するものです。

また、次世代育成支援対策推進法第 9 条第 1 項に基づく都道府県行動計画（「長野県子ども・若者支援総合計画」）の一部を構成し、「長野県社会的養育推進計画」「長野県障がい者プラン 2018」などの県の関連諸計画との整合を図ります。

3 計画期間

令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

〈長野県が策定している行動計画〉

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
都道府県行動計画	ながの子ども・子育て応援計画			長野県子ども・若者支援総合計画						
子ども・子育て支援事業支援計画	第 1 期				第 2 期					

■ 計画策定の背景

1 子ども・子育てを取り巻く状況

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、保護者が、日々の子育てに対する助言や支援、協力を得ることが困難になっています。

また、保護者世代のきょうだいの数が減少しており、自身の子どもができるまで赤ちゃんと触れ合う経験が乏しい保護者が増えているなど、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。

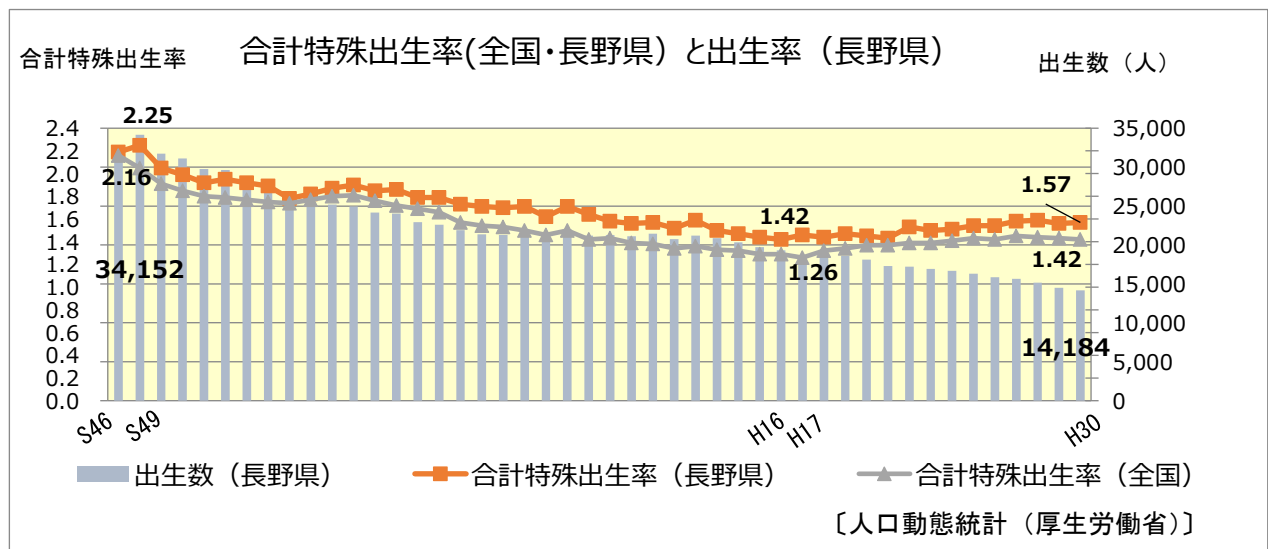
一方、共働き家庭や非正規労働者の増加等、社会や経済の環境の変化により、子育て家庭を取り巻く環境も変化し、就労の状況に関わらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

さらに、少子化により、地域の子どもの数が減少しており、異年齢の中で育つ機会が減少しているなど、子どもの育ちをめぐる環境も変化しています。

以上のような状況の中、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことが必要であり、こうした取組を通じて、すべての子どもの健やかな育ちを実現することが求められています。

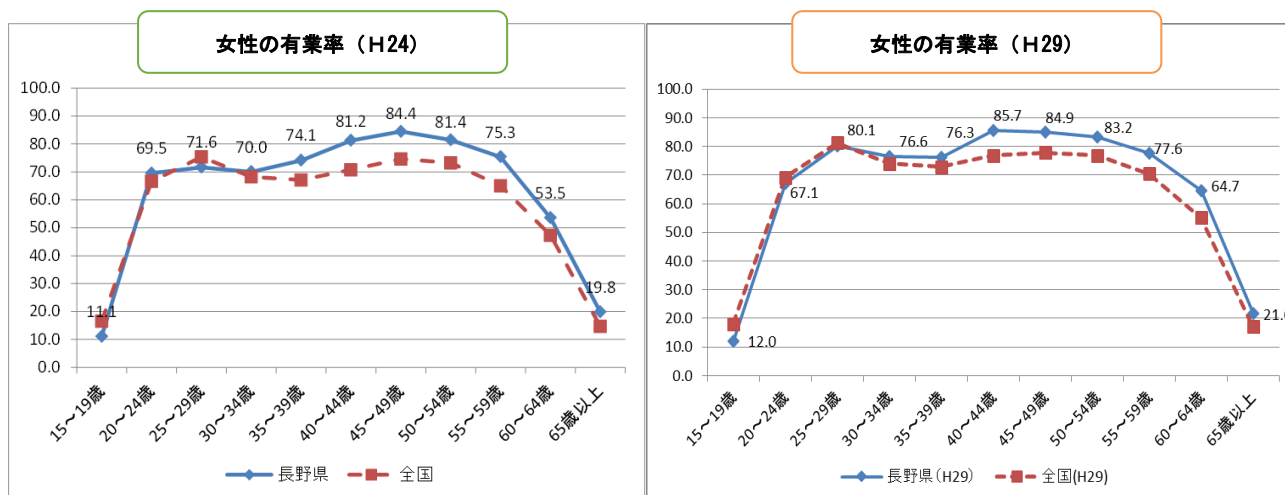
合計特殊出生率は横ばい傾向だが、出生数は減少が続く

長野県の出生数は、第2次ベビーブーム期の昭和49年（1974年）には約34,000人に達していましたが、その後長期的に減少傾向が続き平成30年（2018年）には約14,200人となっています。近年、合計特殊出生率は横ばい傾向にありますが、出産適齢期の女性の人口が減少しているため、出生数の減少傾向は継続しています。



女性の働き方

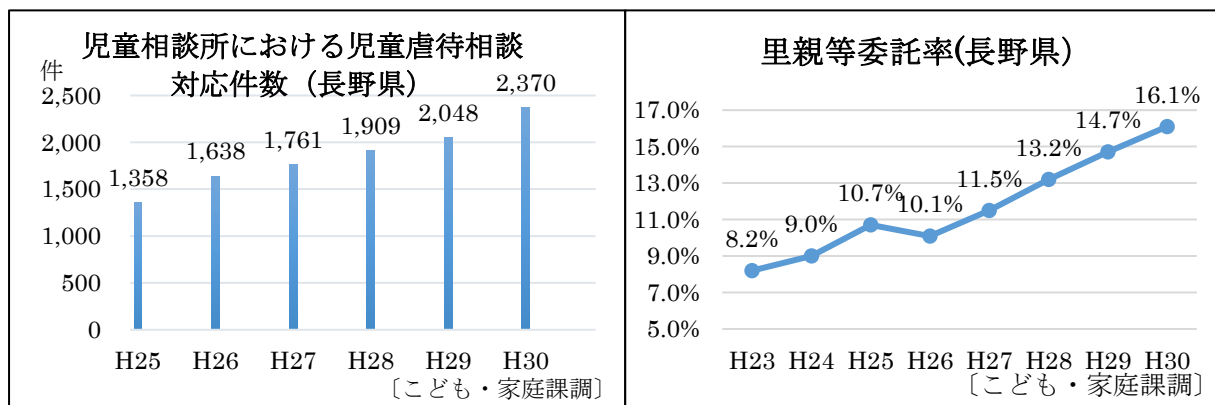
女性の有業率は育児期にいったん下がるいわゆる「M字カーブ」を描いており、平成 24 年と比較すると 25 歳～44 歳までの有業率はかなり改善されましたが、依然として存在します。



〔総務省：就業構造基本調査〕

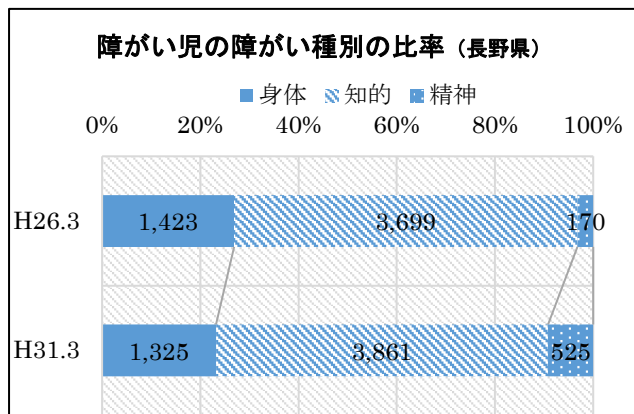
児童虐待など家庭での養育に課題を抱える子ども

児童相談所における児童虐待の相談対応件数は急増しており、5年前の約 1.75 倍に達しています。里親等委託率は、平成 23 年と平成 30 年を比較すると約 2 倍に増加しています。



知的障がい・精神障がいと判定された子どもの数が増加

障がい児数は、平成 26 年から 31 年までの5年間で 7.9%増加しています。そのうち精神障がい児は 3 倍と大きく増加しています。



障がい児数の推移（長野県） 単位：人

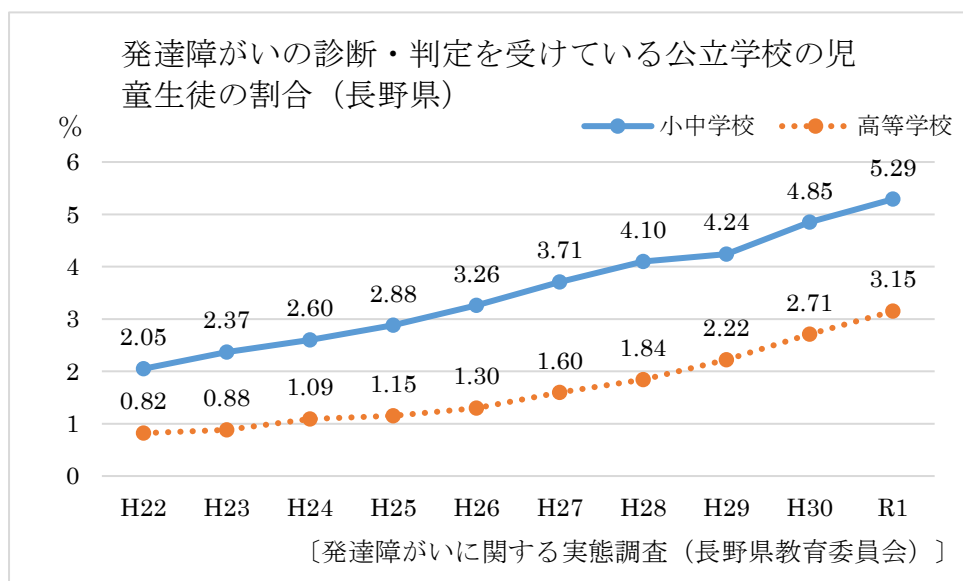
区分	身体	知的	精神	計
H26.3	1,423	3,699	170	5,292
H31.3	1,325	3,861	525	5,711
増減	△ 98	162	355	419

障害者手帳、療育手帳の所持者数（18 歳未満）

〔障がい者支援課、保健・疾病対策課調〕

発達障がいのある子どもの数が増加

医師の診断や臨床心理士、児童相談所等の専門機関から発達障がいの判定を受けている児童生徒数（高等学校は医師の診断）の割合は、平成 22 年から令和元年の間で小・中学校 2.6 倍、高等学校 3.8 倍に増加しています。



2 第一期 長野県子ども・子育て支援事業支援計画の進捗状況

概ね目標を達成しました。里親等委託率については、目標に沿って増加しています。

指標名	基準値 (H25)	実績 (H29 年度) (2017 年度) (A)	実績 (H30 年度) (2018 年度) (B)	目標 (C)	達成率 (B) / (C)
病児病後児保育事業実施市町村数	17 市町村	24 市町村	27 市町村	22 市町村 (H29 年度)	122.7%
延長保育事業実施箇所数	294 箇所	522 箇所	543 箇所	298 箇所 (H29 年度)	182.2%
ファミリー・サポート・センター事業実施箇所数	36 箇所	43 箇所	47 箇所	40 箇所 (H29 年度)	117.5%
子育て短期支援事業(ショートステイ事業) 実施箇所数	24 箇所	41 箇所	50 箇所	29 箇所 (H29 年度)	172.4%
放課後子どもプラン(児童クラブ・子ども教室)登録児童数	28,979 人	38,679 人	39,744 人	34,800 人 (H29 年度)	114.2%
里親等委託率	10.7%	14.7%	16.1%	19.7% (H31 年度)	81.7%
小規模グループケアの実施数	25 箇所	46 箇所	49 箇所	45 箇所 (H31 年度)	108.9%
母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業率	80.2%	80.0%	73.3%	80.0% (H29 年度)	91.6%

■ 計画の基本理念等

1 基本理念

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化している中で、保護者や家庭の中だけで子育てを担うことが難しくなっている現状があります。

子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親として子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう支援をすることです。

本県においては、豊かな自然や地域のぬくもりが残っていることから、このような特性を生かしながら、子どもが生まれた時から持っている育つ力を発揮して、能動的かつ自立的に活動し、自らを大切に思う気持ちを持って自分らしく、心身ともに健やかでたくましく成長することができるよう、また、保護者が子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、行政をはじめ、子育て支援関係者、地域住民など、社会全体で子ども・子育て支援に取り組んでいきます。

2 基本目標

第一期長野県子ども・子育て支援事業支援計画（H27～31 年度）の基本目標を継続し、**「みんなで支える子育て安心県」の構築**とします。

基本目標を実現するため、次のとおり具体的な達成目標を設定します。

【達成目標（指標）】

指標名	現状 (H30 年度)	目標	備 考
保育所等利用待機児童数	101 人	0 人 (R 6)	保育所等の利用に係る待機児童数
病児・病後児保育利用可能市町村割合(市町村数)	83.1% (64 市町村)	90.9% (70 市町村) (R 6)	病気または病気の回復期にある子どもの保育を行う「病児・病後児保育事業」の利用可能な市町村割合、市町村数
放課後子どもプラン（児童クラブ・子ども教室）登録児童数	39,744 人	44,200 人 (R 6)	放課後児童クラブ又は放課後子ども教室を利用するため、事前に登録した小学生の数

里親等委託率	16.1%	長野県社会的養育推進計画の値	児童養護施設、乳児院、ファミリーホーム、里親に委託された児童のうち、里親、ファミリーホームへ委託されている割合
母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業率	73.3%	80% (R6)	ひとり親家庭に対して就職のための支援を行う「母子家庭等就業・自立支援センター」の登録者のうち、就業に至った割合
信州やまほいく（信州型自然保育）認定園数	185 園	280 園 (R6)	信州の豊かな自然環境や多様な地域資源を活用した、屋外を中心とする様々な体験活動を行う保育・幼児教育を行う施設として県の認定を受けた園数
保育士・幼稚園教諭のキャリアアップ研修受講者割合	16.5%	70% (R6)	保育士・幼稚園教諭の処遇改善の要件となるキャリアアップ研修の受講者の割合
乳幼児検診の未受診者の全数の状況を把握する体制がある市町村数	75 市町村	77 市町村 (R5)	乳幼児検診の未受診者の全数の状況を把握する体制がある市町村数

3 達成状況の点検及び評価

本計画に掲げる施策の実施状況については、毎年度、把握・評価し、「社会福祉審議会子育て支援専門分科会」において審議するとともに、県のホームページ等で公表します。

また、本計画の達成状況や市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要に応じて、計画期間の中間年を目安に、本計画の見直しを行います。

■ 具体的施策の内容

第1編 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進

第1節 区域の設定について

幼児期の学校教育・保育の基盤整備や地域子ども・子育て支援の効率的かつ効果的な推進のためには、市町村の区域を越えた広域的な調整が重要であることから、幼児期の学校教育・保育の需要と提供内容を定める単位として、区域を設定します。

本県における区域は、隣接市町村間における保育所等の広域利用の実態に即し、保健福祉事務所単位の10区域とします。

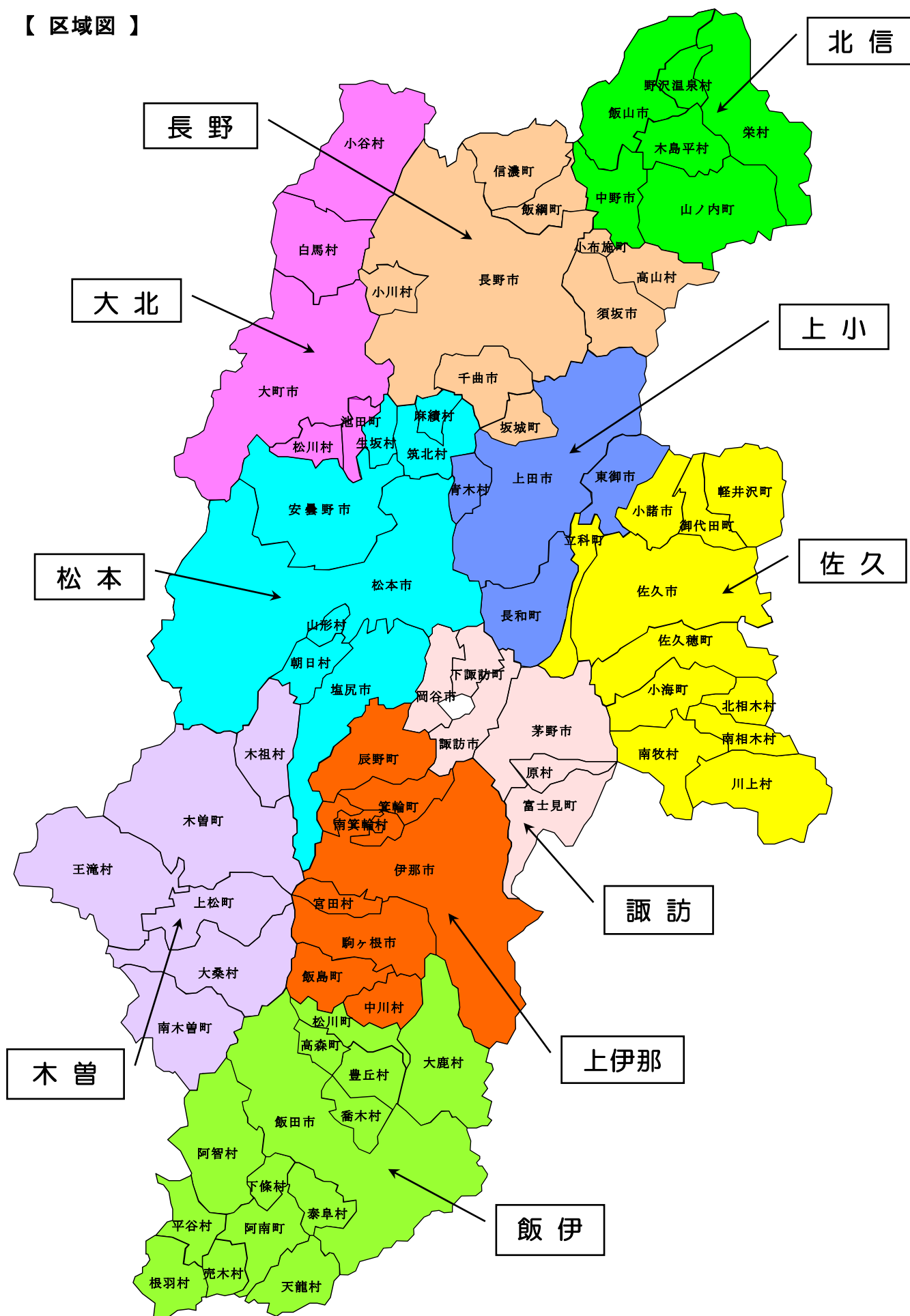
この10区域は、従来から関係性の強い地域のまとまりであり、それぞれの区域内において独自の生活圏・文化圏を形成していると考えられるため、地域の実情や特性に即した支援が可能です。

また、保健・福祉等、他分野の県計画も同じ区域設定となっていることから、それらの計画と整合性を図ることが可能です。

【 区域一覧 】

区域名	構 成 市 町 村
佐 久	小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町 (11)
上 小	上田市、東御市、長和町、青木村 (4)
諏 訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村 (6)
上伊那	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村 (8)
飯 伊	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村 (14)
木 曽	上松町、南木曽町、木曽町、木祖村、王滝村、大桑村 (6)
松 本	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村 (8)
大 北	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村 (5)
長 野	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村 (9)
北 信	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村 (6)

【 区域図 】



第2節 教育・保育の需要と提供体制の確保

県全体及び設定した10区域について、認定区分ごとの教育・保育の需要と提供内容を定めます。

教育・保育の需要は、就学前児童がいる保護者に対し、市町村が実施したアンケート調査の結果をもとに算出した「市町村子ども・子育て支援事業計画」における数値を区分ごとに集計した数値とします。

ただし、2号認定の子どもの中の教育利用希望の子どもは、幼稚園を利用することもできるため、満3歳以上の子どもについては、1号認定と2号認定を合算して教育・保育の需要と提供内容を定める必要があります。

なお、本県においては、集計した際に区域ごとに不足分が明確になるよう、市町村域で充足している場合は、項目ごと、需要と提供内容を同数値として合計します。

令和6年度においても、提供内容の不足が生じますが、市町村間の広域利用や、定員の弾力化等により、待機児童が発生しないよう市町村において利用調整を図ります。

また、教育・保育の需要に対する提供内容の不足分について、解消できるよう、市町村の取組を支援します。

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について」の表の見方

(単位:人)

【県全域】			①	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定 ②	必要利用定員総数④	A		9,806	9,638	9,411	9,143	8,896
	利用定員の合計⑨	B=C+D		10,206	10,028	9,783	9,512	9,262
	特定教育・保育施設⑤	C		5,386	5,416	5,321	5,222	5,140
	確認を受けない幼稚園⑥	D		4,820	4,612	4,462	4,290	4,122
	過不足	E=B-A		400	390	372	369	366
2号認定 ②	必要利用定員総数④	F=G+H		37,937	37,329	36,417	35,584	34,858
	教育ニーズ③ ※1	G		2,672	2,644	2,572	2,519	2,464
	保育ニーズ	H		35,265	34,685	33,845	33,065	32,394
	利用定員の合計⑨	I=J+K		37,537	36,939	36,045	35,215	34,492
	特定教育・保育施設⑤	J		37,079	36,492	35,598	34,769	34,046
	認可外保育施設⑧	K		458	447	447	446	446
	過不足	L=I-F		▲ 400	▲ 390	▲ 372	▲ 369	▲ 366
3号認定 0歳児 ②	必要利用定員総数④	M		2,845	2,902	2,934	2,965	2,994
	利用定員の合計⑨	N=O+P+Q		2,788	2,861	2,909	2,956	2,994
	特定教育・保育施設⑤	O		2,600	2,650	2,703	2,750	2,789
	特定地域型保育事業所⑦	P		121	144	144	144	143
	認可外保育施設⑧	Q		67	67	62	62	62
	過不足	R=N-M		▲ 57	▲ 41	▲ 25	▲ 9	0
3号認定 1～2歳児	必要利用定員総数④	S		14,756	14,755	14,777	14,864	14,894
	利用定員の合計⑨	T=U+V+W		14,618	14,711	14,736	14,832	14,863
	特定教育・保育施設⑤	U		13,972	14,002	14,014	14,108	14,138
	特定地域型保育事業所⑦	V		354	418	421	421	420
	認可外保育施設⑧	W		292	291	301	303	305
	過不足	X=T-S		▲ 138	▲ 44	▲ 41	▲ 32	▲ 31

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

【実際上の過不足(3歳～就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足⑩	Y=E-G	▲ 2,272	▲ 2,254	▲ 2,200	▲ 2,150	▲ 2,098
保育ニーズに対する過不足⑪	Z=L+G	2,272	2,254	2,200	2,150	2,098

- ① 計画年度(各年度4月1日時点)
 - ② 子どもの認定区分(支援法第19条第1項各号)
 - 1号認定
満3歳以上の教育を希望する(保育を必要としない)小学校就学前の子ども
 - 2号認定
満3歳以上の保育を必要とする小学校就学前の子ども
 - 3号認定
満3歳未満の保育を必要とする小学校就学前の子ども
 - ③ 2号(教育ニーズ)
保育の必要性があつて2号認定を受けられる者のうち、幼児期の学校教育の利用の希望が強い者
 - ④ 必要利用定員総数
今後必要とされる教育・保育施設、事業所の見込み定員数
現行の利用状況と今後の利用希望を踏まえて推計
 - ⑤ 特定教育・保育施設
市町村長の確認(注)を受けた幼稚園、保育所、認定こども園
 - ⑥ 確認を受けない幼稚園
市町村長の確認(注)を受けない幼稚園(私学助成等を受ける幼稚園)
 - ⑦ 特定地域型保育事業所
市町村長の確認(注)を受けた小規模保育事業所、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所、事業所内保育事業所
なお、地域型保育事業は原則として0歳から満3歳未満児を対象とする。
- (注)「確認」制度とは、施設設置者や事業者からの申請により、市町村長が子どもの認定区分ごとの利用定員を定めた上で、施設や事業所が給付費(委託料)の対象となることを「確認」する制度
「確認」を受けた教育・保育施設が「特定教育・保育施設」、地域型保育事業所が「特定地域型保育事業所」となる。
なお、確認を受けた施設や事業所は、認可・認定基準ほか、市町村の条例で定める「運営基準」を満たすことが求められる。
- ⑧ 認可外保育施設
地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っているものに限る。
 - ⑨ 各施設・事業所の利用定員の合計
 - ⑩ 保育の必要性の認定を受けることが可能であるが、保護者の希望により幼稚園の利用を希望する場合、幼稚園での預かり保育で対応が可能のため、2号認定子どものうち教育利用希望の子どもが幼稚園を利用する場合の1号認定の定員の過不足
 - ⑪ 上記により、教育利用希望の子どもが幼稚園を利用する場合の2号認定の定員の過不足

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について(県全域)

(単位:人)

【県全域】			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	必要利用定員総数	A	9,806	9,638	9,411	9,143	8,896
	利用定員の合計	B=C+D	10,206	10,028	9,783	9,512	9,262
	特定教育・保育施設	C	5,386	5,416	5,321	5,222	5,140
	確認を受けない幼稚園	D	4,820	4,612	4,462	4,290	4,122
	過不足	E=B-A	400	390	372	369	366
2号認定	必要利用定員総数	F=G+H	37,937	37,329	36,417	35,584	34,858
	教育ニーズ ※1	G	2,672	2,644	2,572	2,519	2,464
	保育ニーズ	H	35,265	34,685	33,845	33,065	32,394
	利用定員の合計	I=J+K	37,537	36,939	36,045	35,215	34,492
	特定教育・保育施設	J	37,079	36,492	35,598	34,769	34,046
	認可外保育施設	K	458	447	447	446	446
	過不足	L=I-F	▲ 400	▲ 390	▲ 372	▲ 369	▲ 366
3号認定 0歳児	必要利用定員総数	M	2,845	2,902	2,934	2,965	2,994
	利用定員の合計	N= O+P+Q	2,788	2,861	2,909	2,956	2,994
	特定教育・保育施設	O	2,600	2,650	2,703	2,750	2,789
	特定地域型保育事業所	P	121	144	144	144	143
	認可外保育施設	Q	67	67	62	62	62
	過不足	R=N-M	▲ 57	▲ 41	▲ 25	▲ 9	0
3号認定 1～2歳児	必要利用定員総数	S	14,756	14,755	14,777	14,864	14,894
	利用定員の合計	T= U+V+W	14,618	14,711	14,736	14,832	14,863
	特定教育・保育施設	U	13,972	14,002	14,014	14,108	14,138
	特定地域型保育事業所	V	354	418	421	421	420
	認可外保育施設	W	292	291	301	303	305
	過不足	X=T-S	▲ 138	▲ 44	▲ 41	▲ 32	▲ 31

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

【実際上の過不足(3歳～就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 2,272	▲ 2,254	▲ 2,200	▲ 2,150	▲ 2,098
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	2,272	2,254	2,200	2,150	2,098

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について(佐久圏域)

(単位:人)

【佐久圏域】			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	必要利用定員総数	A	1,247	1,196	1,139	1,091	1,048
	利用定員の合計	B=C+D	1,263	1,210	1,152	1,104	1,060
	特定教育・保育施設	C	426	407	387	368	348
	確認を受けない幼稚園	D	837	803	765	736	712
	過不足	E=B-A	16	14	13	13	12
2号認定	必要利用定員総数	F=G+H	3,519	3,475	3,458	3,429	3,397
	教育ニーズ ※1	G	361	356	351	347	343
	保育ニーズ	H	3,158	3,119	3,107	3,082	3,054
	利用定員の合計	I=J+K	3,503	3,461	3,445	3,416	3,385
	特定教育・保育施設	J	3,501	3,460	3,444	3,416	3,385
	認可外保育施設	K	2	1	1	0	0
	過不足	L=I-F	▲ 16	▲ 14	▲ 13	▲ 13	▲ 12
3号認定 0歳児	必要利用定員総数	M	336	345	355	366	379
	利用定員の合計	N= O+P+Q	336	345	355	366	379
	特定教育・保育施設	O	314	323	333	344	358
	特定地域型保育事業所	P	22	22	22	22	21
	認可外保育施設	Q	0	0	0	0	0
	過不足	R=N-M	0	0	0	0	0
3号認定 1～2歳児	必要利用定員総数	S	1,406	1,414	1,444	1,458	1,470
	利用定員の合計	T= U+V+W	1,406	1,414	1,444	1,458	1,470
	特定教育・保育施設	U	1,339	1,347	1,377	1,391	1,404
	特定地域型保育事業所	V	67	67	67	67	66
	認可外保育施設	W	0	0	0	0	0
	過不足	X=T-S	0	0	0	0	0

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

【実際上の過不足(3歳～就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 345	▲ 342	▲ 338	▲ 334	▲ 331
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	345	342	338	334	331

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について(上小圏域)

(単位:人)

【上小圏域】			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	必要利用定員総数	A	835	804	808	790	781
	利用定員の合計	B=C+D	1,178	1,135	1,123	1,104	1,094
	特定教育・保育施設	C	178	209	208	208	209
	確認を受けない幼稚園	D	1,000	926	915	896	885
	過不足	E=B-A	343	331	315	314	313
2号認定	必要利用定員総数	F=G+H	3,623	3,518	3,335	3,339	3,310
	教育ニーズ ※1	G	372	360	343	342	341
	保育ニーズ	H	3,251	3,158	2,992	2,997	2,969
	利用定員の合計	I=J+K	3,280	3,187	3,020	3,025	2,997
	特定教育・保育施設	J	3,280	3,187	3,020	3,025	2,997
	認可外保育施設	K	0	0	0	0	0
	過不足	L=I-F	▲ 343	▲ 331	▲ 315	▲ 314	▲ 313
3号認定 0歳児	必要利用定員総数	M	352	352	354	352	350
	利用定員の合計	N= O+P+Q	352	352	354	352	350
	特定教育・保育施設	O	323	323	330	328	326
	特定地域型保育事業所	P	24	24	24	24	24
	認可外保育施設	Q	5	5	0	0	0
	過不足	R=N-M	0	0	0	0	0
3号認定 1～2歳児	必要利用定員総数	S	1,426	1,429	1,443	1,433	1,417
	利用定員の合計	T= U+V+W	1,426	1,429	1,443	1,433	1,417
	特定教育・保育施設	U	1,358	1,360	1,372	1,373	1,359
	特定地域型保育事業所	V	54	54	54	54	54
	認可外保育施設	W	14	15	17	6	4
	過不足	X=T-S	0	0	0	0	0

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

【実際上の過不足(3歳～就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 29	▲ 29	▲ 28	▲ 28	▲ 28
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	29	29	28	28	28

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について(諏訪圏域)

(単位:人)

【諏訪圏域】			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	必要利用定員総数	A	750	726	705	687	676
	利用定員の合計	B=C+D	750	726	705	687	676
	特定教育・保育施設	C	674	651	631	613	603
	確認を受けない幼稚園	D	76	75	74	74	73
	過不足	E=B-A	0	0	0	0	0
2号認定	必要利用定員総数	F=G+H	3,558	3,464	3,304	3,227	3,167
	教育ニーズ ※1	G	117	113	109	107	105
	保育ニーズ	H	3,441	3,351	3,195	3,120	3,062
	利用定員の合計	I=J+K	3,558	3,464	3,304	3,227	3,167
	特定教育・保育施設	J	3,502	3,408	3,248	3,171	3,111
	認可外保育施設	K	56	56	56	56	56
	過不足	L=I-F	0	0	0	0	0
3号認定 0歳児	必要利用定員総数	M	193	198	201	205	210
	利用定員の合計	N= O+P+Q	193	198	201	205	210
	特定教育・保育施設	O	175	180	183	187	192
	特定地域型保育事業所	P	16	16	16	16	16
	認可外保育施設	Q	2	2	2	2	2
	過不足	R=N-M	0	0	0	0	0
3号認定 1～2歳児	必要利用定員総数	S	1,145	1,165	1,184	1,210	1,222
	利用定員の合計	T= U+V+W	1,145	1,165	1,184	1,210	1,222
	特定教育・保育施設	U	1,077	1,098	1,117	1,143	1,155
	特定地域型保育事業所	V	55	55	55	55	55
	認可外保育施設	W	13	12	12	12	12
	過不足	X=T-S	0	0	0	0	0

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

【実際上の過不足(3歳～就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 117	▲ 113	▲ 109	▲ 107	▲ 105
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	117	113	109	107	105

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について(上伊那圏域)

(単位:人)

【上伊那圏域】			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	必要利用定員総数	A	413	397	385	376	371
	利用定員の合計	B=C+D	413	397	385	376	371
	特定教育・保育施設	C	403	387	375	366	361
	確認を受けない幼稚園	D	10	10	10	10	10
	過不足	E=B-A	0	0	0	0	0
2号認定	必要利用定員総数	F=G+H	3,923	3,766	3,628	3,489	3,456
	教育ニーズ ※1	G	6	6	6	6	6
	保育ニーズ	H	3,917	3,760	3,622	3,483	3,450
	利用定員の合計	I=J+K	3,923	3,766	3,628	3,489	3,456
	特定教育・保育施設	J	3,918	3,761	3,623	3,484	3,451
	認可外保育施設	K	5	5	5	5	5
	過不足	L=I-F	0	0	0	0	0
3号認定 0歳児	必要利用定員総数	M	317	326	326	324	323
	利用定員の合計	N= O+P+Q	317	326	326	324	323
	特定教育・保育施設	O	317	326	326	324	323
	特定地域型保育事業所	P	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	Q	0	0	0	0	0
	過不足	R=N-M	0	0	0	0	0
3号認定 1～2歳児	必要利用定員総数	S	1,485	1,491	1,477	1,460	1,443
	利用定員の合計	T= U+V+W	1,485	1,491	1,477	1,460	1,443
	特定教育・保育施設	U	1,484	1,490	1,476	1,459	1,442
	特定地域型保育事業所	V	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	W	1	1	1	1	1
	過不足	X=T-S	0	0	0	0	0

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

【実際上の過不足(3歳～就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 6	▲ 6	▲ 6	▲ 6	▲ 6
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	6	6	6	6	6

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について(飯伊圏域)

(単位:人)

【飯伊圏域】			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	必要利用定員総数	A	239	232	226	222	218
	利用定員の合計	B=C+D	239	232	226	222	218
	特定教育・保育施設	C	239	232	226	222	218
	確認を受けない幼稚園	D	0	0	0	0	0
	過不足	E=B-A	0	0	0	0	0
2号認定	必要利用定員総数	F=G+H	3,893	3,787	3,743	3,604	3,518
	教育ニーズ ※1	G	357	349	338	332	326
	保育ニーズ	H	3,536	3,438	3,405	3,272	3,192
	利用定員の合計	I=J+K	3,893	3,787	3,743	3,604	3,518
	特定教育・保育施設	J	3,883	3,777	3,733	3,594	3,508
	認可外保育施設	K	10	10	10	10	10
	過不足	L=I-F	0	0	0	0	0
3号認定 0歳児	必要利用定員総数	M	373	381	371	367	364
	利用定員の合計	N= O+P+Q	316	340	346	358	364
	特定教育・保育施設	O	316	340	346	358	364
	特定地域型保育事業所	P	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	Q	0	0	0	0	0
	過不足	R=N-M	▲ 57	▲ 41	▲ 25	▲ 9	0
3号認定 1～2歳児	必要利用定員総数	S	1,595	1,545	1,524	1,511	1,494
	利用定員の合計	T= U+V+W	1,508	1,503	1,496	1,502	1,494
	特定教育・保育施設	U	1,508	1,503	1,494	1,500	1,492
	特定地域型保育事業所	V	0	0	2	2	2
	認可外保育施設	W	0	0	0	0	0
	過不足	X=T-S	▲ 87	▲ 42	▲ 28	▲ 9	0

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

【実際上の過不足(3歳～就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 357	▲ 349	▲ 338	▲ 332	▲ 326
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	357	349	338	332	326

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について(木曽圏域)

(単位:人)

【木曽圏域】			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	必要利用定員総数	A	28	28	25	25	25
	利用定員の合計	B=C+D	28	28	25	25	25
	特定教育・保育施設	C	28	28	25	25	25
	確認を受けない幼稚園	D	0	0	0	0	0
	過不足	E=B-A	0	0	0	0	0
2号認定	必要利用定員総数	F=G+H	417	395	367	348	338
	教育ニーズ ※1	G	42	36	37	32	30
	保育ニーズ	H	375	359	330	316	308
	利用定員の合計	I=J+K	417	395	367	348	338
	特定教育・保育施設	J	417	395	367	348	338
	認可外保育施設	K	0	0	0	0	0
	過不足	L=I-F	0	0	0	0	0
3号認定 0歳児	必要利用定員総数	M	12	12	12	12	12
	利用定員の合計	N= O+P+Q	12	12	12	12	12
	特定教育・保育施設	O	12	12	12	12	12
	特定地域型保育事業所	P	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	Q	0	0	0	0	0
	過不足	R=N-M	0	0	0	0	0
3号認定 1～2歳児	必要利用定員総数	S	108	104	104	103	103
	利用定員の合計	T= U+V+W	108	104	104	103	103
	特定教育・保育施設	U	108	104	104	103	103
	特定地域型保育事業所	V	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	W	0	0	0	0	0
	過不足	X=T-S	0	0	0	0	0

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

【実際上の過不足(3歳～就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 42	▲ 36	▲ 37	▲ 32	▲ 30
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	42	36	37	32	30

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について(松本圏域)

(単位:人)

【松本圏域】			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	必要利用定員総数	A	2,808	2,739	2,670	2,597	2,530
	利用定員の合計	B=C+D	2,879	2,810	2,740	2,666	2,597
	特定教育・保育施設	C	2,139	2,132	2,123	2,111	2,104
	確認を受けない幼稚園	D	740	678	617	555	493
	過不足	E=B-A	71	71	70	69	67
2号認定	必要利用定員総数	F=G+H	7,486	7,391	7,276	7,131	7,013
	教育ニーズ ※1	G	327	325	319	313	308
	保育ニーズ	H	7,159	7,066	6,957	6,818	6,705
	利用定員の合計	I=J+K	7,415	7,320	7,206	7,062	6,946
	特定教育・保育施設	J	7,405	7,310	7,196	7,052	6,936
	認可外保育施設	K	10	10	10	10	10
	過不足	L=I-F	▲ 71	▲ 71	▲ 70	▲ 69	▲ 67
3号認定 0歳児	必要利用定員総数	M	354	357	352	353	351
	利用定員の合計	N= O+P+Q	354	357	352	353	351
	特定教育・保育施設	O	281	261	256	257	255
	特定地域型保育事業所	P	47	70	70	70	70
	認可外保育施設	Q	26	26	26	26	26
	過不足	R=N-M	0	0	0	0	0
3号認定 1～2歳児	必要利用定員総数	S	2,848	2,920	2,988	3,057	3,113
	利用定員の合計	T= U+V+W	2,797	2,920	2,988	3,057	3,113
	特定教育・保育施設	U	2,461	2,521	2,580	2,636	2,688
	特定地域型保育事業所	V	152	216	217	217	217
	認可外保育施設	W	184	183	191	204	208
	過不足	X=T-S	▲ 51	0	0	0	0

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

【実際上の過不足(3歳～就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 256	▲ 254	▲ 249	▲ 244	▲ 241
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	256	254	249	244	241

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について(大北圏域)

(単位:人)

【大北圏域】			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	必要利用定員総数	A	227	228	220	214	209
	利用定員の合計	B=C+D	227	228	220	214	209
	特定教育・保育施設	C	197	200	195	189	184
	確認を受けない幼稚園	D	30	28	25	25	25
	過不足	E=B-A	0	0	0	0	0
2号認定	必要利用定員総数	F=G+H	841	801	776	771	752
	教育ニーズ ※1	G	59	60	60	61	61
	保育ニーズ	H	782	741	716	710	691
	利用定員の合計	I=J+K	841	801	776	771	752
	特定教育・保育施設	J	481	451	426	421	402
	認可外保育施設	K	360	350	350	350	350
	過不足	L=I-F	0	0	0	0	0
3号認定 0歳児	必要利用定員総数	M	54	49	53	53	53
	利用定員の合計	N= O+P+Q	54	49	53	53	53
	特定教育・保育施設	O	54	49	53	53	53
	特定地域型保育事業所	P	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	Q	0	0	0	0	0
	過不足	R=N-M	0	0	0	0	0
3号認定 1～2歳児	必要利用定員総数	S	227	246	242	240	238
	利用定員の合計	T= U+V+W	227	246	242	240	238
	特定教育・保育施設	U	227	246	242	240	238
	特定地域型保育事業所	V	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	W	0	0	0	0	0
	過不足	X=T-S	0	0	0	0	0

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

【実際上の過不足(3歳～就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 59	▲ 60	▲ 60	▲ 61	▲ 61
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	59	60	60	61	61

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について（長野圏域）

（単位：人）

【長野圏域】			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	必要利用定員総数	A	3,028	3,063	3,014	2,925	2,829
	利用定員の合計	B=C+D	2,998	3,037	2,988	2,898	2,803
	特定教育・保育施設	C	1,041	1,045	1,028	1,000	972
	確認を受けない幼稚園	D	1,957	1,992	1,960	1,898	1,831
	過不足	E=B-A	▲ 30	▲ 26	▲ 26	▲ 27	▲ 26
2号認定	必要利用定員総数	F=G+H	9,156	9,260	9,101	8,846	8,543
	教育ニーズ ※1	G	999	1,008	979	950	917
	保育ニーズ	H	8,157	8,252	8,122	7,896	7,626
	利用定員の合計	I=J+K	9,186	9,286	9,127	8,873	8,569
	特定教育・保育施設	J	9,171	9,271	9,112	8,858	8,554
	認可外保育施設	K	15	15	15	15	15
	過不足	L=I-F	30	26	26	27	26
3号認定 0歳児	必要利用定員総数	M	683	715	744	771	794
	利用定員の合計	N= O+P+Q	683	715	744	771	794
	特定教育・保育施設	O	675	707	736	763	786
	特定地域型保育事業所	P	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	Q	8	8	8	8	8
	過不足	R=N-M	0	0	0	0	0
3号認定 1～2歳児	必要利用定員総数	S	3,826	3,766	3,715	3,743	3,759
	利用定員の合計	T= U+V+W	3,826	3,764	3,702	3,720	3,728
	特定教育・保育施設	U	3,796	3,734	3,672	3,690	3,698
	特定地域型保育事業所	V	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	W	30	30	30	30	30
	過不足	X=T-S	0	▲ 2	▲ 13	▲ 23	▲ 31

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

【実際上の過不足（3歳～就学前の子ども）】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 1,029	▲ 1,034	▲ 1,005	▲ 977	▲ 943
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	1,029	1,034	1,005	977	943

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について（北信圏域）

（単位：人）

【北信圏域】			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	必要利用定員総数	A	231	225	219	216	209
	利用定員の合計	B=C+D	231	225	219	216	209
	特定教育・保育施設	C	61	125	123	120	116
	確認を受けない幼稚園	D	170	100	96	96	93
	過不足	E=B-A	0	0	0	0	0
2号認定	必要利用定員総数	F=G+H	1,521	1,472	1,429	1,400	1,364
	教育ニーズ ※1	G	32	31	30	29	27
	保育ニーズ	H	1,489	1,441	1,399	1,371	1,337
	利用定員の合計	I=J+K	1,521	1,472	1,429	1,400	1,364
	特定教育・保育施設	J	1,521	1,472	1,429	1,400	1,364
	認可外保育施設 ※2	K	0	0	0	0	0
	過不足	L=I-F	0	0	0	0	0
3号認定 0歳児	必要利用定員総数	M	171	167	166	162	158
	利用定員の合計	N= O+P+Q	171	167	166	162	158
	特定教育・保育施設	O	133	129	128	124	120
	特定地域型保育事業所	P	12	12	12	12	12
	認可外保育施設	Q	26	26	26	26	26
	過不足	R=N-M	0	0	0	0	0
3号認定 1～2歳児	必要利用定員総数	S	690	675	656	649	635
	利用定員の合計	T= U+V+W	690	675	656	649	635
	特定教育・保育施設	U	614	599	580	573	559
	特定地域型保育事業所	V	26	26	26	26	26
	認可外保育施設	W	50	50	50	50	50
	過不足	X=T-S	0	0	0	0	0

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

【実際上の過不足（3歳～就学前の子ども）】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 32	▲ 31	▲ 30	▲ 29	▲ 27
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	32	31	30	29	27

認可・需給調整に関する基本的な考え方

- 県は、認可・認定の申請をした認定こども園・保育所が適格性、認可基準を満たす場合は原則として認可・認定を行います。

ただし、当該認定こども園・保育所が所在する認定区域における教育・保育の確保方策の数値（確認を受けない幼稚園を含む）が県計画で定める量の見込みに達している場合は、必要に応じて需給調整（新たな認可等の制限）を行います。

幼稚園が認定こども園に移行する場合の需給調整

- 県は、認定こども園への移行を推進する立場から、確保方策の数値が量の見込みに達していることにより、新たな認定こども園の設置が制限を受けないよう、量の見込みに上乗せする「県計画で定める数」を設定する必要があります。「県計画で定める数」は、幼稚園から認定こども園への移行希望や幼稚園の設置状況を勘案して、区域ごとに下記のとおり定めます。

県計画で定める数(幼稚園から認定こども園に移行する場合)

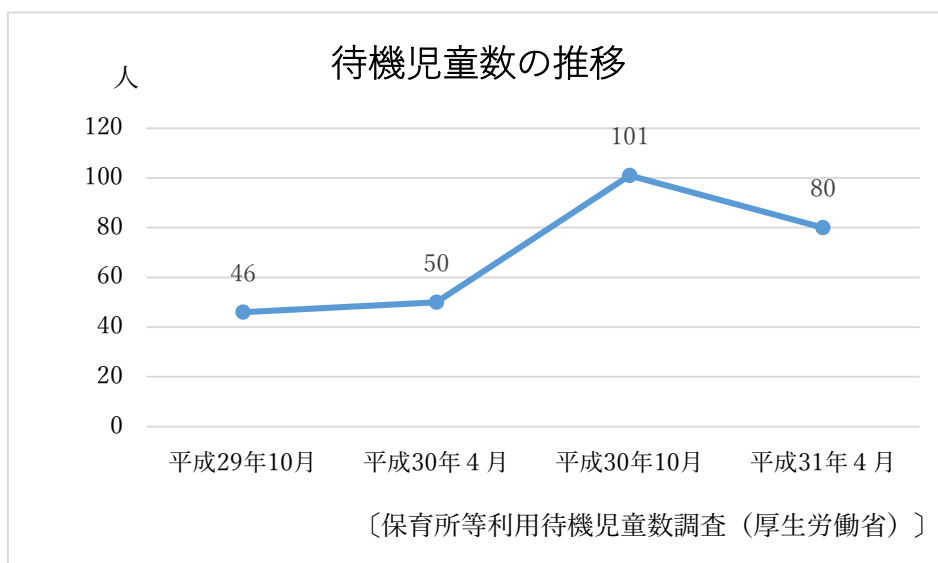
(単位:人)

区域名	構成市町村	上乗せ数値
佐 久	小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町	150
上 小	上田市、東御市、長和町、青木村	100
諏 訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村	150
上伊那	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村	100
飯 伊	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	0
木 曽	上松町、南木曽町、木曽町、木祖村、王滝村、大桑村	50
松 本	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村	200
大 北	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村	50
長 野	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村	100
北 信	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村	50
県 計		950

待機児童の状況

〈現状と課題〉

- 女性の就業率の上昇や堅調に推移している雇用情勢により、特に3歳未満児の保育ニーズが高まっており、県内の待機児童数は、平成31年4月1日時点で80人となっています。
- 育児休業（民間企業の場合、多くは1年間）明けで仕事に復帰するため、3歳未満児の保育ニーズが、年度末に向けて増加しており、さらに、無償化に伴い、保育所等の利用希望者が増加し、保育の受け皿不足や保育士不足が深刻化し、待機児童が増加するという状況も懸念されます。



〈施策の方向性〉

- 平成29年度から就業を希望する潜在保育士と採用を希望する保育所とのマッチングを行うことで保育士確保を図る保育士人材バンクをスタートさせ、平成30年11月には、マッチングを行うコーディネーターを増員しました。この保育士人材バンクを活用し、広域的な情報収集・提供、マッチングを行うことで、保育士不足に起因する待機児童の抑制を図ります。

【保育士人材バンク実績】

	H29	H30	R元
マッチング数	10	30	58
うち待機児童発生市マッチング数	1	14	20

*R元12月末時点

- 質の高い保育士の養成及び確保を図るため、保育士の養成施設に在学する学生に対して修学資金を貸与することにより、新卒保育士の県内定着を促進します。

【貸付実績と県内就職者】

	H28	H29	H30	R元
貸付者	6	102	160	59
うち県内就職者	5(H30)	82(H31)		

- 地域の実情に応じた多様な保育需要に対応し、早期の受け皿確保のため、令和元年度より3年間の限定事業として3歳未満児の保育の受け皿となる地域型保育事業開設に必要な施設整備に係る経費の補助を行います。

信州やまほいく（信州型自然保育）の普及について

〈現状と課題〉

- 平成 27 年 4 月に全国に先駆けて、信州の豊かな自然環境や地域資源を活用した屋外での体験活動を行う園を県が独自の基準で認定する「信州型自然保育（愛称：信州やまほいく）認定制度」を制定しました。
- 信州の自然保育は、子どもが生来持っている「自ら学び成長しようとする力」が自然や地域での体験活動を通じて育まれることを大切にするものであり、自然の中で思う存分に活動することで、将来の自立した人生につながる自己肯定感と自信が育まれることを期待するものです。
- 自然保育のさらなる普及のためには、各種啓発事業を行い、社会的認知と信頼性の向上を図り、保護者や保育者、一般への自然保育の理解度を高めることが必要です。
- 子育て世代や保育者の移住の促進につなげるため、信州型自然保育の認知度の向上など、今後も積極的な情報発信が必要です。
- 自然保育を行う園に通う子どもの豊かな成長が保障され、県内各地に自然保育が普及するためには自然保育の質の向上と専門性の高い人材の確保が不可欠です。

〈施策の方向性〉

- 幼児期の子どもの自己肯定感、創造力、耐久力、回復力などの「人間力の基本」となる能力を育み、また自然保育の社会的信頼性の向上を図ることにより、「子育て先進県なごの」の新たなブランドとして確立し、県内外に普及させます。
- 所得の高低にかかわらず自然保育を受ける機会を確保するため、認定園のうち認可外保育施設を利用し、国の幼児教育無償化の対象とならない世帯を支援します。
- 認定団体の保育環境の向上のため、公的助成のない団体（認可外保育施設）へ職員の処遇向上を目的とした人件費の助成及び自然保育活動を行う団体に対する助成を行います。
- 認定団体が自然保育についての理解や経験を実践的に深めることができるよう、認定団体のニーズに応じた選択型研修を実施します。
- 自然保育ポータルサイト「信州やまほいくの郷」の運用やセミナー等を通して、信州型自然保育の周知及び県内外の子育て世代や保育者への積極的な情報発信を行います。

幼児教育支援センターの設置

〈現状と課題〉

- 公私や園種を越え、県内全ての施設における質の高い幼児教育を実現するため、平成31年4月に信州幼児教育支援センターを設置しました。めざす子ども像「笑顔かがやき、夢中になって遊ぶ子ども」（「信州幼児教育振興指針」平成31年3月策定）を合言葉に、研修機会の確保や幼保小接続の推進、保育実践の質の向上等に寄与する取組を展開しています。

〈施策の方向性〉

- センター長に、県立大学こども学科長を登用するなど、大学や保育現場の知見を取り入れた「オールながの」の運営体制により、センター事業を常にブラッシュアップしていきます。
- 園種を越えて保育者の資質向上を図る支援として、信州幼児教育フィールド研修を実施します。質の高い幼児教育を展開する園を会場に学び合うことで、受講者が自園に戻り、園内研修をリードし、全ての保育者の資質向上を図ります。
- 新たに作成した保育者育成指標を基に、研修の見直しを行い、フィールド研修を核に、スリムでキャリアアップ効果の高い研修体系の普及を図ります。
- 幼児期における教育・保育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要であることから、幼児期の教育から小学校教育へ子どもたちの健やかな育ちや学びをつなげるための幼保小接続カリキュラムの開発を進めます。
- 家庭との「共育て」を合言葉に、子どもの育ちを家庭と共有できるよう、家庭の保育・幼児教育への理解を図る取組を進めます。

幼児教育アドバイザーの育成・配置

〈現状と課題〉

- 保育者の専門性を高める研修は、目の前にいる子どもたちの保育に生かされてこそであり、園内研修の充実を図るため、保育専門相談員や私学振興専門員、指導主事等（以下、「幼児教育アドバイザー」）が相談・助言等を行う訪問支援を充実させる必要があります。

アドバイザーの訪問先

保育専門相談員：保育所、認定こども園等

保育専門推進員：同上

幼保連携推進員：同上

私学振興専門員：私立幼稚園・認定こども園等

指導主事：公立幼稚園・認定こども園等

長野県ではこれまで、園訪問支援が左表のように行われてきています。これらのアドバイザーの連携によって保育の現状を整理し、訪問支援を充実させていくことが求められています。

- 幼児教育・保育の無償化が開始され、さらなる幼児教育の質の向上が求められる中で、教員の資質向上に向けた取組として教員研修の一層の充実が求められています。また、保育士及び保育教諭についても同様に、教育・保育の内容の充実と質の向上を求められています。

〈施策の方向性〉

- 園内研修の充実に向け、幼児教育アドバイザーの質の向上等、研修支援体制の強化を図ります。
- 様々な立場のアドバイザーが行っている訪問支援における指導助言内容等を共有した上で、指導内容の見直しを行い、アドバイザーの指導力の向上を図ります。

外国につながる幼児への支援・配慮

〈現状と課題〉

- 外国につながる幼児等、配慮の必要な子どもへの支援として、支援員の派遣等の対応が考えられますが、保育者は、どう支援してよいかと不安を抱きながら保育をしている傾向がみられます。専門家からのアドバイスを受けながら、自立に向けた支援の方向について長期的なビジョンをもって保育を行うことが必要になってきています。
- 外国につながる幼児への個別対応を充実させるだけでなく、多様性を認める集団の中で共に育ち合う保育を実現していく必要があります。

〈施策の方向性〉

- 専門的な機関と連携を図りながら、子どもの特性に応じた支援を行いつつ、友達と共に育ち合う保育が実現するように努めます。
- 専門家からのアドバイスを受けられる仕組みづくりに取り組みます。

仕事と子育ての両立（ワークライフバランス）の推進

＜現状と課題＞

- 平成 30 年の長野県における一般労働者の総実労働時間は 2014.8 時間で、全国平均に比べて長くなっています。また、年次有給休暇の取得率も 53.0% に留まっています。
- 仕事と家庭生活の調和が図られるために、労働者の希望に応じて柔軟な働き方ができることが有効ですが、短時間正社員制度を導入している事業所は 14.5% に留まるなど多様な勤務制度が十分に普及していないことから、県内企業においてこうした制度の導入を進めることが必要です。
- 共働き世帯が増加しており、女性の就業率も特に子育て世代で大きく上昇しているものの、依然として子育て世代の女性における有業率の低さ、いわゆる M 字カーブが見られます。また、男性においても 30 歳から 40 歳代で長時間労働を行う者の割合が高くなっています。
- 男女を問わず仕事と子育てを両立しづらい環境にあると考えられることから、労働環境の改善が必要です。

＜施策の方向性＞

子育てを行う労働者が男女ともに家庭での時間を確保し、子どもと向き合えるためには、企業において働き方を見直し、ワークライフバランスを推進することが重要であることから、働き方改革に向けた県内企業の理解促進を図ります。

- 県内の経済団体、労働団体、長野労働局及び県で構成する「就業促進・働き方改革戦略会議」において、各構成団体と連携して県内企業における働き方改革の取組を推進します。
- 働きやすい職場環境づくりの取組を企業のトップが宣言する「社員の子育て応援宣言」の登録促進を図ります。
- 多様な働き方ができる企業を認証する「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度の普及を図るとともに、県主催イベントへの優先参加枠を設定する等、インセンティブを付与することにより、認証取得を促進します。
- 県の職場環境改善アドバイザーの企業訪問により、短時間正社員制度やフレックスタイム制度などの多様な勤務制度の導入や長時間労働の縮減を働きかけます。
- 「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証企業の取組を好事例としてウェブサイトで発信します。
- 事業主、労働者及び県民を対象にした労働教育講座の開催により、働き方改革関連法に基づく取組等、働きやすい職場環境づくりに関する広報啓発を行います。

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室

〈現状と課題〉

- 長野県内の小学校児童数はゆるやかな減少傾向にありますが、放課後児童クラブの登録児童数は増加傾向にあり、女性の就業率の上昇や子育て家庭のニーズの多様化を背景に今後も増加が見込まれます。
- このため、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生が、放課後や長期休暇に安心して仲間と遊び、生活できる場である放課後児童クラブの整備・充実を図る必要があります。
- また、共働き家庭等に限らず全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所を提供できるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的又は連携した実施を推進する必要があります。

〈施策の方向性〉

○放課後児童クラブの設置・運営に関する支援

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生が、放課後や長期休暇を安心して仲間と遊び生活できる場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童クラブ」の設置・運営を行う市町村に対し支援を行います。

○放課後子ども教室の設置・運営に関する支援

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、保護者の就労等の状況にかかわらずさまざまな体験活動や地域住民との交流等を行う「放課後子ども教室」を実施する市町村に対し支援を行います。

○放課後児童支援員の認定資格研修の実施

放課後児童支援員として必要な知識・技能を修得し、支援員となるための研修を実施します。

○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の職員を対象とした研修

放課後児童クラブ支援員等や放課後子ども教室の関係者を対象として、児童との接し方、児童の安全管理、特別な配慮を必要とする児童への対応等の知識や技術の向上及び、関係者間の情報交換・情報共有を図るため、年4回の研修会を開催します。

○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局との連携及び特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

市町村が実施する放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携等、放課後対策を総合的に進めるため、「放課後子どもプラン推進委員会」を運営します。

第3節 幼児期の教育・保育の一体的提供

- 認定こども園は幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。
- この点を踏まえ、幼稚園及び保育所の認定こども園への移行希望を十分に勘案した上で、既存施設から認定こども園への移行を推進します。
- 特に本県では、保育所に比べて幼稚園の割合が極端に少ないため、3歳以上児全体の教育ニーズに対して、提供側の利用定員の数字が不足しています。
- このことから、保育所の認定こども園化により教育ニーズに対応するとともに、特に幼稚園の少ない地域では、保育を必要とする子どもの需給状況を勘案しつつ保育所の認定こども園化を進める必要があります。

【認定こども園の目標設置数】

(単位:か所)

区 域		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
佐 久	小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町 川上村、南牧村、南相木村 北相木村、軽井沢町、御代田町 立科町	3	5	5	5	5	5
上 小	上田市、東御市、長和町、青木村	7	7	8	9	9	9
諏 訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町 富士見町、原村	2	4	4	4	4	4
上伊那	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町 飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村	2	3	3	3	3	3
飯 伊	飯田市、松川町、高森町、阿南町 阿智村、平谷村、根羽村、下條村 売木村、天龍村、泰阜村、喬木村 豊丘村、大鹿村	7	7	7	7	7	7
木 曽	上松町、南木曽町、木曽町、木祖村 王滝村、大桑村	0	0	0	1	1	1
松 本	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村 生坂村、山形村、朝日村、筑北村	27	31	32	32	32	32
大 北	大町市、池田町、松川村、白馬村 小谷村	7	7	8	8	8	8
長 野	長野市、須坂市、千曲市、坂城町 小布施町、高山村、信濃町、飯綱町 小川村	20	20	20	20	20	20
北 信	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村 野沢温泉村、栄村	2	2	2	2	2	2
合 計		77	86	89	91	91	91

第4節 施設等利用給付の円滑な実施の確保について

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図るため、消費税率の引上げに伴う税源を活用して令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始されました。

これに伴い、これまで子ども・子育て支援新制度による子どものための教育・保育の対象外であった幼稚園、認可外保育施設等の施設や、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業といった子育て支援事業も、その利用料が無償化の対象となりました。

市町村は、前述の施設・事業を無償化対象の子ども（3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの子どもであって非課税世帯、保育の必要性がある子ども）が利用した際に要する費用の給付（施設等利用給付）を適正に行うために無償化対象施設等を確認・公示します。また、必要に応じて施設等から報告を求める等により、適切な運営について確認・指導します。

県は、市町村の確認、公示、指導等の法に基づく事務の執行や権限の行使に際し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導を行うなど、連携を図ります。

第5節 教育・保育等、従業者の確保及び資質向上

ア 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携・接続のための取組の促進

〈現状と課題〉

- 幼児期の遊びを中心とした保育を通して主体性等を育んでも、卒園が近づくにつれ、小学校生活の準備をすることがスムーズな接続と考え、小学校の生活習慣を身に付けさせようとする現状があります。また、小学校入学後において、子どもたちは、教員の一律の指示で行動することが多くなりがちで、幼児期に育まれた主体性等を十分生かすことができていない様子も見られます。幼児期における遊びと小学校における学びの連続性を考える必要があります。

〈施策の方向性〉

- 認定こども園、幼稚園及び保育所等（以下「園」）で育んだ力を生かし、小学校での主体的な学びが実現できるよう、園と小学校の現場を互いに理解し、学びの連続の実現を図ります。
- 保育教諭・幼稚園教諭・保育士等と小学校教諭との合同研修や研究会の開催、保育教諭・幼稚園教諭・保育士等による小学校の授業参観、小学校教諭による教育・保育施設の保育参観を盛り込んだ、学びの連続性を意識したカリキュラム開発を実施します。
- 幼児期における教育・保育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要であることから、幼児期の教育から小学校教育へ子どもたちの健やかな育ちや学びをつなげるための幼保小接続カリキュラムの開発を進めます。

イ 認定こども園、幼稚園及び保育所に対する適切な指導監査

教育・保育施設及び子ども・子育て支援施設等の認可、認定、届出に関する事項については、主に都道府県で行っており、その指導監督等に当たって、市町村と必要な情報を共有し、共同で指導監督を行うなど、相互に密接に連携を図ります。

特に、幼児教育・保育の無償化などの制度の充実に伴い、事務処理がより煩雑化していることもあり、市町村が私立幼稚園、認可外保育施設等の運営の状況等を円滑に把握することができるよう、支援を行います。

ウ 特定教育・保育施設の従事者

〈現状と課題〉

- 女性の就業率の上昇や堅調に推移している雇用情勢により、特に3歳未満児の保育ニーズが高まり、保育所等利用の申込児童数が増加し、保育士不足が懸念されています。
- 県内保育士を養成、確保するとともに、経験豊富な保育士人材の離職を防止するなど、安定した質の高い教育・保育が提供できるよう支援することが必要です。

〈施策の方向性〉

- 新たな人材確保のため、保育士養成施設に対して新規学卒者の県内の認定こども園・保育所等への就職の働きかけを行います。
- 学生への修学資金の貸与などを行うことで、県内保育士の養成確保や、雇用の継続につなげ、安定した質の高い教育・保育が提供できるよう支援します。
- 処遇・待遇の改善を始めとする労働環境等の整備に向けた取組を支援します。
- 年度途中等、必要な時に人材が確保できるよう、保育士人材バンクで、きめ細やかなマッチングを行います。
- 保育士資格保有者のうち保育等に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職について、対象者への情報提供や周知による人材の掘り起こしに努めるとともに、潜在保育士の就職の際の準備費用等の支援や市町村や関係機関等と連携しながら必要な研修を行うなど、積極的に支援していきます。
- 認定こども園の普及促進に合わせ、保育教諭を確保するため幼稚園教諭免許及び保育資格取得に係る特別措置を周知するとともに、資格取得に必要な支援を行います。
- 保育士等の資質の向上を図るため、保育士キャリアアップ研修等の研修実施体制整備を含め、現場のニーズに則した研修を実施するとともに、市町村や関係機関等が実施する研修に対して支援します。
- 信州幼児教育支援センターにおいて、保育者育成指標を基に研修体系の構築を図ったり、園種を越えて学び合うフィールド研修を実施したりするなど、幼稚園教諭・保育士等が主体的に学べるよう研修環境を整備します。

【特定教育・保育の必要見込み従事者数】

(単位:人)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
保 育 教 諭	614	614	614	614	614
保 育 士	7,476	7,447	7,395	7,386	7,369
幼 稚 園 教 諭	472	462	453	437	423
合 計	8,562	8,523	8,462	8,437	8,406

エ 幼稚園教諭・保育士等に対する研修の充実等による資質の向上

〈現状と課題〉

- 多くの保育者が、遊びを中心とした保育の充実に向け、日々懸命に取り組んでいますが、「遊んでいる中で何が育っているのか」等、子どもにとっての遊びの意義を問う声に、保育について説明することや自分が行っている保育に自信がもてずにいる保育者は少なくありません。そのため、幼児教育の本質について学び、説明力を身に付ける研修の機会が必要になっています。
- 長野県では、全国に先駆けて平成27年度から「信州やまほいく（信州型自然保育）」認定制度を実施しています。信州の豊かな自然環境を生かした保育の実践や日常の保育で展開する子ども主体の遊びを中心とした保育の充実に向け、遊びによって育つ力を保育者が十分に理解し、実践していく必要があります。
- 公立幼稚園では、初任者研修が法定研修として位置付けられていますが、私立幼稚園、認定こども園、保育所等では、初任者研修が所管や団体毎に実施されています。また、質の高い幼児教育を進めていくためには、配慮が必要な子どもへの支援等の保育現場のニーズに応じた研修を充実させていく必要があります。

〈施策の方向性〉

- 職能に応じた専門性と長野県の地域特性に応じた保育の質の向上を目指し、研修の機会の確保と充実に努めます。
- 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の資質向上を図る支援として、信州幼児教育フィールド研修を実施します。質の高い幼児教育を展開する園を会場に学び合うことで、受講者が自園に戻り、園内研修をリードし、全ての保育者の資質向上を図ります。
- 新たに作成した保育者育成指標を基に、研修の見直しを行い、フィールド研修を

核に、スリムでキャリアアップ効果の高い研修体系の普及を図ります。

オ 地域子ども・子育て支援事業の従事者

子育て支援等に高い関心・理解を持つ方を対象に、多様な子育て支援分野に関して必要となる知識と技能等の修得のため、全国共通の子育て支援員を認定する研修を実施し、多様な子育てに係る事業の担い手等を確保します。

また、放課後児童クラブの従事者については、放課後児童支援員として必要な基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能等を習得し、有資格者となるための研修を実施します。

カ 第三者評価を活用しての質の向上

公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的な立場から保育について評価する第三者評価を受審することにより、組織運営やサービスの質を見直す機会となり、また施設全体で保育の質の向上に取り組むきっかけとなります。さらに、評価結果を公表し、質の向上の取組等について明らかにすることは、利用者等に向けた情報源の一つにもなります。

保育の質の向上を図り、安心して子どもを預けることができる環境を整備するため、第三者評価の受審を促進します。

第6節 地域子ども・子育て支援事業の推進

教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭も含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の充実を図るため、市町村が実施主体として行う「地域子ども・子育て支援事業」が「子ども・子育て支援法」に定められています。

県は、各市町村が子ども・子育て支援事業計画に従い、「地域子ども・子育て支援事業」を円滑に実施できるよう、市町村に対して必要な支援を行います。

ア 放課後児童クラブ

長野県内の小学校児童数はゆるやかな減少傾向にありますが、放課後児童クラブの登録児童数は増加傾向にあり、女性の就業率の上昇や子育て家庭のニーズの多様化を背景に今後も増加が見込まれます。

下の表では、令和6年度の利用定員の合計（確保方策）は不足してしましますが、子どもの小学校入学後に保護者が仕事を辞めざるを得ない状況となる「小1の壁」を打破し需給ギャップを埋めるため、市町村と連携していきます。

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生が、放課後や長期休暇を安心して仲間と遊び生活できる場を提供し、その健全な育成を図るため、市町村に対して、利用者の希望に沿ったより積極的な実施を働きかけるとともに、これら市町村の取組を支援していきます。

(単位:人)

【県全域】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	A	28,126	28,329	28,456	28,506	28,499
利用定員の合計	B	27,881	28,099	28,203	28,292	28,338
過不足	C=B-A	▲ 245	▲ 230	▲ 253	▲ 214	▲ 161

市町村子ども・子育て支援事業計画の数値を集計による(以下、同じ)

イ 延長保育事業

就業時間の多様化や幼児教育・保育の無償化により、通常の利用時間を超えた保育需要は高まっており、引き続き、これら要望に応えていくことが求められています。

現状では、下の表のとおり、必要利用定員総数（量の見込み）に対して利用定員の合計は充足する見通しとなっていますが、今後、女性の社会進出とともに、休日保育や夜間保育等、様々な形態での保育の供給として、更なる保育時間の延長や実施保育所の増加が求められることが予想されるため、引き続きニーズを捉えながら市町村に対して、利用者の希望に沿ったより積極的な実施を働きかけるとともに、これら市町村の取組を支援していきます。

(単位:人)

【県全域】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	A	20,258	20,049	19,769	19,645	19,410
利用定員の合計	B	20,258	20,049	19,769	19,645	19,410
過不足	C=B-A	0	0	0	0	0

ウ 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

核家族化が進み、地域の関係も希薄化している中、保育所を利用していない家族にとって、緊急一時的に家庭での保育が困難になった場合、乳幼児を預かってくれる施設の存在は重要です。

現状では、下の表のとおり、必要利用定員総数に対して利用定員の合計は充足する見通しとなっていますが、待機児童等により、保育所等を利用できず継続的に一時預かりを活用するケースがあり、本来の一時預かりとしての用途で利用ができない場合もあるため、今後、より多くの施設等で受け入れが可能となるよう、市町村に対して実施を働きかけるとともに、これらの取組を支援していきます。

(単位:人日)

【県全域】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	A	90,083	88,479	87,147	85,502	83,598
利用定員の合計	B=C+D	90,082	88,479	87,147	85,502	83,598
一時預かり事業	C	86,686	85,102	83,803	82,190	80,322
ファミリーサポート事業	D	3,306	3,274	3,237	3,202	3,166
トワイライト事業 ※	E	90	103	107	110	110
過不足	F=B-A	▲ 1	0	0	0	0

※ トワイライト事業とは、保護者が仕事などの理由により、平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合などに、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行うもの。

エ 病児保育事業

子どもが病気であるが病状の急変が認められない場合（病児）や病気の回復期にあるが集団保育が困難な場合（病後児）、働く保護者にとっては子どもをどうするかは大きな悩みであり、病院・保育所等に付設された専用スペース等での一時的な保育のニーズは高く、事業実施は大変重要です。

下の表のとおり、病児保育事業の利用を希望しながら、近隣に適当な施設がない等により、利用できない方等が存在しますが、令和6年までには解消する見込みです。しかし、インフルエンザ等の感染症の流行期などの季節需要に対応できないことや、前日までの予約が必要なため、急な発熱などの場合利用できないなどの運用面の課題があります。

市町村に対して、利用者の希望に沿った、より積極的な実施を働きかけるとともに、これら市町村の取組を支援していきます。

(単位:人日)

【県全域】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	A	18,034	18,324	18,588	18,925	19,316
利用定員の合計	B=C+D	17,793	18,222	18,491	18,920	19,316
病児保育事業	C	17,711	18,135	18,400	18,737	19,127
ファミリーサポート事業	D	82	87	91	183	189
過不足	E=B-A	▲ 241	▲ 102	▲ 97	▲ 5	0

オ ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象）

地域において子どもの預かり等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業の拡充を支援していきます。

現状では、下の表のとおり、必要利用定員総数に対して利用定員の合計は充足する見通しとなっていますが、利用者の希望に沿った、より積極的な実施を働きかけるとともに、これら市町村の取組を支援していきます。

（単位：人日）

【県全域】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	A	18,287	17,967	17,935	18,092	18,247
利用定員の合計	B	18,285	17,965	17,933	18,092	18,247
過不足	C=B-A	▲ 2	▲ 2	▲ 2	0	0

（注）就学前児童の利用については、一時預かり事業・病児保育事業等、目的別に集計しているため、ファミリー・サポート・センター事業としては集計していない。

カ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもについて、児童養護施設等に短期間入所させる本事業は、地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実を図る取り組みとして重要です。

下の表のとおり一定のニーズがあり、市町村や受け皿となる施設に事業の積極的な取組について働きかけていきます。

（単位：人日）

【県全域】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	A	1,544	1,543	1,532	1,503	1,490
利用定員の合計	B	1,544	1,543	1,532	1,503	1,490
過不足	C=B-A	0	0	0	0	0

キ 地域子育て支援拠点事業

地域において乳幼児及びその保護者の相互交流等を促進する地域子育て支援拠点の設置を促し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うなど、地域の子育て支援機能の充実を図りながら、子育ての不安感等を緩和することにより、子どもの健やかな育ちを支援します。

このため、市町村の取組を支援していきます。

（単位：ヶ所）

【県全域】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策		211	212	212	213	212

第7節 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

市町村子ども・子育て支援事業計画作成時の調整

市町村計画の策定にあたり、市町村の区域を超えた教育・保育等が必要になった場合には、量の見込み（必要利用定員総数）並びに提供体制の確保（利用定員の合計）の内容及びその実施時期等について、まず関係市町村間で調整を行い、関係市町村間の調整が整わない場合は、県が助言等により必要に応じて広域調整を行います。

また、県を超えた市町村間で広域調整が必要になる場合には、関係市町村からの要請を受け、関係する都道府県との間で調整を行います。

第8節 教育・保育情報の公表

教育・保育を提供する施設等に関する情報の公表は、施設等の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促していくうえで重要です。

また、これら施設等の情報は、就学前の子どもを持つ保護者にとって、適切かつ円滑に教育・保育施設等を利用する機会を確保するため重要になります。

このため、県は、教育・保育情報として、施設等から報告された運営状況等に関する情報を県のホームページ等、さまざまな媒体を通じて公表します。

第2編 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

第1節 児童虐待防止対策の充実

〈現状と課題〉

- 児童相談所における平成30年度の児童虐待相談対応件数は、平成2年度（23件）に統計を取り始めて以降、急激に増加しており、平成30年度には2,370件で過去最高を更新し、対前年度比322件（15.7%）の増加となりました。

増加の背景には、次のような社会の変化があると考えられます。

① 児童虐待に関する認識の高まり

社会的関心の高まりによって、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の、関係機関や県民による児童相談所等の関係機関への通報が増えている。（全国の死亡事例報道の影響）

② 家庭・地域の養育力の低下

核家族化の進展や家庭における養育力の低下等により、子育てが孤立化・困難化し、その負担感などが虐待という形で発生しやすくなっている。

【参考】

児童虐待相談対応件数

・県内児童相談所

H26：1,638件 ⇒ H30：2,370件 ※5年連続過去最高を更新

・市町村

H26：1,049件 ⇒ H30：1,661件

- 児童虐待の種類では、身体的虐待の割合が減少する半面、心理的虐待の割合が急増しています。理由としては、平成25年8月に国の指針が改正され、虐待を受けた児童のきょうだいも心理的虐待として対応するようになったことや、児童がいる家庭での配偶者に対する暴力（DV）事案について、警察からの通告が増加していること等が考えられます。

【参考】

児童虐待相談対応件数における心理的虐待の件数及び構成比

26年度 825件（50.4%）⇒ H30年度 1,456件（61.4%）

- 児童虐待への対応は、面接指導が約9割を占めており、相談対応ケースの多くが中程度の虐待となっています。このため、市町村要保護児童対策協議会を中心に地域の関係機関の連携をさらに強化し、特定妊婦から要支援児童に至るまでのケースに対して切れ目なく支援できる体制づくりを充実させることが課題となっています。

【参考】

虐待相談への対応

H26：施設入所 3.1% 里親等委託 0.5% 面接指導 91.9% その他 4.4%

H30：施設入所 2.5% 里親等委託 0.9% 面接指導 93.4% その他 3.1%

〈施策の方向性〉

ア 子どもの権利擁護

- 児童相談所、一時保護所、児童養護施設、里親宅等で、子どもの権利ノート等により子ども自身が自分の権利について学習する機会を設けます。また、子どもの声を聴くための意見箱についても、引き続き活用促進を図ります。
- 子どもの声や意見を聴く仕組みについて、地域の社会資源等を活用した形式的な取組に留まらない仕組みを検討していきます。
- 子どもの一時保護や措置にあたっては、常に子どもの最善の利益の実現を念頭に置き、子どもの意向を尊重するとともに、処遇等について十分に説明を行います。
- 里親やファミリーホーム、自立援助ホームも含め、社会的養護の実施において子どもの権利擁護の推進や被措置児童等虐待の防止は大変重要であることから、県の研修等を通じて、施設職員や里親等の「子ども権利擁護」に関する意識の向上を図ります。

イ 児童虐待の発生予防・早期発見

発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階で切れ目のない支援を総合的にを行います。

＜発生予防＞

- 福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関が連携し、情報を共有して地域全体で子どもを支援する体制を充実します。
- 市町村は、住民に最も身近な基礎自治体として、母子保健事業等の実施、『子育て世代包括支援センター』『子ども家庭総合支援拠点』の開設等により、居住する全ての子ども、家庭に対する支援を行います。
- 県や児童相談所においては、妊娠・子育てに関する電話等による相談の実施、市町村に対する技術的支援等を行います。
- 県では、地域の実情に応じた「子ども家庭支援ネットワーク」の構築による切れ目のない支援の実現をめざします。
- 市町村等の関係機関が連携し、体罰によらない子育てについて、子育て世帯をはじめとする社会全体へ普及・啓発を図ります。

＜早期発見＞

- 児童相談所の人員体制の充実及び専門性の向上を図り、体制を強化します。
- 児童相談所と市町村その他関係機関との適切な役割分担及び連携を図ります。
- 児童相談所と警察との情報共有について、平成 30 年 9 月 20 日付けで締結した協定に基づき必要な情報を共有し、迅速な対応を図ります。

- 市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化や効果的運営を支援します。
- 児童虐待・DV24 時間ホットラインによる虐待通告の受付を、24 時間 365 日切れ目なく行います。

ウ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- 通告受理後原則として 48 時間以内に児童の安全確認を実施します（市町村の関係機関による安全確認も含む。）。
- 児童の安全の確保のため、職権による立入調査や一時保護を行います。親子分離が必要で保護者の同意が得られない場合は児童福祉法第 28 条に基づき家庭裁判所への請求など、必要な法的対応を行います。
- 児童の安全の確保のため、保護者の同意が得られない場合は職権による一時保護を実施します。

《今後の取組》

- 市町村をはじめとする地域の関係機関の連携した支援体制（市町村子ども家庭支援ネットワーク）による切れ目ない子ども家庭支援体制の構築を図ります。
- 家庭養育優先原則に基づき、里親及び養子縁組の制度等の周知を図るとともに、関係機関等による委託後の里親家庭に対する相談・支援体制の充実を図り、家庭養育を積極的に推進します。
- 児童相談所における児童福祉司等の専門職員を計画的に増員するとともに、「地域養育支援担当」を配置するなど、児童相談所の体制強化を図ります。

※なお、関連施策については、長野県社会的養育推進計画（令和 2 年度～令和 11 年度）の中で記載。

第2節 社会的養育の充実・強化

〈現状と課題〉

- 子ども・子育てをめぐる社会環境が大きく変化する中で、すべての子どもに良質な生育環境を保障し、子どもを大切にする社会の実現が求められています。
- 社会的養護の施策は、かつては親が無い、親に育てられない子どもへの施策でしたが、虐待を受けて心に傷をもつ子ども、何らかの障がいのある子ども、DV被害の母子などへの支援を行う施策へと役割が変化し、役割・機能の変化に対応したシステムの変革が求められています。
- 児童虐待に関する意識の高まり等を背景に、養護相談の件数は増加傾向にあります。
- 平成27年3月に策定した長野県家庭的養護推進計画に基づき施策を推進してきました。
- 平成28年の児童福祉法の改正において、児童が権利の主体として位置付けられるとともに、家庭養育の優先の理念が明確化され、平成29年8月に新しい社会的養育ビジョンで理念の改革の工程等の提言がなされました。
また、市町村は基礎的な地方公共団体として、住民に最も身近な場所における子ども家庭支援を行うという役割が明確化されました。

〈施策の方向性〉

平成28年の改正児童福祉法の理念の実現に向けて、平成27年3月に策定した長野県家庭的養護推進計画を全面的に見直し、長野県社会的養育推進計画（計画期間令和2年度～令和11年度）を策定し、関連施策を推進することとしています。

《施策の内容》

- 基本方針 「子どもたちの最善の利益の実現」
施策の5本の柱
 - 1 当事者である子どもの権利擁護
 - ・子どもの意見を聴く体制の整備
子どもが自分の権利について学習する機会を設けるとともに、子どもの意見を聴く仕組みづくりを検討します。
 - ・一時保護改革
一時保護所の生活環境の改善、里親への一時保護委託の推進、児童養護施設による一時保護専用施設の整備を推進します。
 - 2 子どもが家庭で暮らすための支援
 - ・市町村の児童家庭相談体制の強化
子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図るとともに、児童相談所等による市町村支援体制の充実を図り、地域の特色を生かした子ども家庭支援ネ

ットワークを構築します。

- 児童相談所の体制強化

児童福祉司等の専門職員を計画的に増員するとともに「地域養育支援担当」を配置し機能を強化します。

- 特別養子縁組の推進のための支援体制の構築

産科医療機関等との連携を強化し、対象となる子どもの早期把握に努め、成立後の相談支援体制を強化します。

3 家庭と同様の環境における養育の推進

- 里親委託等の推進

長野県里親委託等推進委員会、児童相談所単位での里親委託等推進委員会における支援機関がチームとして里親による養育支援を行う取組を推進します。

- 施設の小規模・地域分散化、高機能・多機能化、機能転換

各施設における家庭的な養育環境の整備や市町村と連携した地域の子育て支援に関わる取組を支援します。

4 子どもの自立支援の推進

- 社会的養護自立支援に向けた取組

児童養護施設等によるアフターケアなどの各種支援を充実します。

5 子どもの養育を地域で支える人材の育成

- 家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育を地域で担う人材育成

市町村、県（児童相談所）、児童福祉施設の職員や里親に対する研修の充実等により福祉人材の育成・確保を推進します。

○ 計画期間

令和 2 年度(2020 年度)から令和 11 年度(2029 年度)までの 10 年間

- 前期 5 年：令和 2 年度(2020 年度)～令和 6 年度(2024 年度)

- 後期 5 年：令和 7 年度(2025 年度)～令和 11 年度(2029 年度)

○ 計画の推進

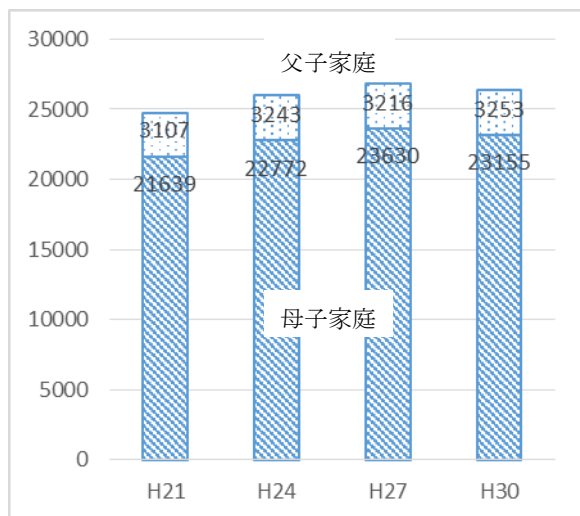
計画の進捗状況は、毎年度、長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会で検証し、前期計画の最終年度である令和 6 年度に総合的な評価・見直しを行う他、必要に応じて計画を見直します。

第3節 ひとり親家庭の自立支援の推進

〈現状と課題〉

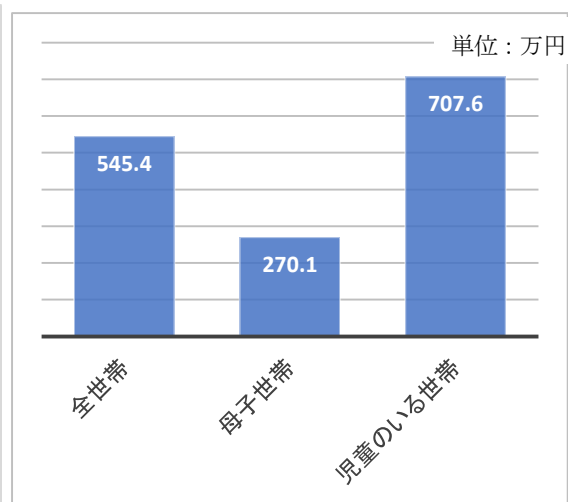
- 平成30年の長野県のひとり親家庭数は、母子家庭が23,155世帯、父子家庭は3,253世帯となっています。
- ひとり親家庭は、生計の担い手と子育てという2つの役割を1人で担うこととなるため、経済的な面でも、また養育・生活の面でも、不安定な状態におかれることが多くなります。ひとり親家庭の母親の半数は帰宅時間が遅く、副業している人も一定数います。また、ひとり親家庭の母親の約半数は非正規雇用です。
- 平成28年国民生活基礎調査によれば、母子世帯の所得は270.1万円と、児童のいる世帯の平均707.6万円の38%にとどまっており、より収入の高い就業を可能にするための支援が必要となっています。
- また、親との離別・死別は子どもの精神面にも大きな影響を与えますが、就労や日々の生活に追われ、子育てや教育に十分な時間を取れないなど、ひとり親家庭は様々な問題に直面しており、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりのため、生活面や子育ての支援、相談体制の充実など、総合的な支援を行っていく必要があります。

県内のひとり親家庭数の推移



資料:こども・家庭課

各種世帯の所得の状況



資料:平成28年国民生活基礎調査

〈施策の方向性〉

- 福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭や寡婦の生活全般に関する相談に対応するとともに、様々な経済的な支援制度、養育費の確保等に関する情報の提供や、自立に向けた助言等を行います。
- ひとり親家庭の子育てを支援するため、市町村と協力して、延長保育や休日保育、一時預かり等の保育サービスがより多くの施設で受入れが可能になるよう支援します。また、病児・病後児保育についても、その地域の実情に応じた

取組が広がり、より身近な場所で子どもを預けられるよう支援するなど、ひとり親家庭の保育ニーズに対応する事業の充実を図ります。

- 放課後や休日等におけるひとり親家庭の子どもの安全・安心な居場所づくりを推進するため、放課後児童クラブの活動や、児童館・児童センターの整備を支援し、登録児童数の増加を図ります。
- 福祉事務所に就業支援員を配置し、ひとり親家庭や寡婦の就労に関する相談への対応や無料職業紹介等を実施します。また、出来る限り多くの登録者が就業できるよう、ひとり親に適した求人の開拓と、登録者の事情を踏まえた適切なマッチングを行います。
- ひとり親家庭が、子育ての時間を確保しつつ、より高い収入を得られるよう、ひとり親の看護師、介護福祉士等の資格の取得や、就労に必要な知識・技能の習得、高卒資格を得るための学び直し等に対する支援を行います。
- ひとり親家庭の経済的な自立を通じて子どもたちの福祉の増進を図るため、適正な児童扶養手当の給付に努めるとともに、子どもたちの修学や入学の支度、親の就業や技能の習得、その他様々な生活に要する資金について、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付けを行います。
- このほか、医療費の自己負担額に対する助成や、県営水道の料金の軽減、県営住宅における優先入居などにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援等を実施し、子どもたちの健やかな成長と自立を支援します。

第4節 障がい児施策の充実

ア 地域における療育支援体制の整備

〈現状と課題〉

- 障がい児支援の強化を図るため、平成24年4月1日に児童福祉法が改正され、それまで障がい種別で分かれていた障がい児施設は、通所による支援が「障害児通所支援」、入所による支援が「障害児入所支援」にそれぞれ一元化されました。どこの地域でも、障がいのある子どもが必要な支援が受けられる体制整備やサービスの確保が必要です。
- 医療技術の進歩等を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障がい児（重症心身障がい児のうち医療的ケアが必要な障がい児を含む）が増加しており、県内においても関係機関が連携することにより、医療的ケア児が地域で安心して在宅生活ができるよう環境を整備する必要があります。
- 在宅障がい児の地域生活を支える関係者の連携を強化する中で、それぞれの役割を果たすことにより、身近な地域でライフステージに応じた切れ目ない支援が受けられる体制づくりが求められます。

〈施策の方向性〉

- 児童発達支援や放課後等デイサービスなどを行う障害児通所支援事業者の指定を促進するとともに、必要な基盤整備について計画的に支援します。
- 医療的ケア児のライフステージに応じ、専門的な知識により支援ができる人材の養成を行うとともに、各圏域において、圏域内の資源や人材、地域性等を踏まえ、医療、福祉、保育、教育、行政が連携して、今ある資源等を有効にあるいは開拓するなどして、支援体制の構築を図ります。
- 障がい児に対し、ライフステージに応じた一貫した切れ目ない支援が行われるよう、県及び地域自立支援協議会等を活用し、医療・福祉・教育・行政関係等の連携体制の強化を図ります。
- 市町村において、障がい児が身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実が図られるよう、県では専門性の高い相談支援や広域的な支援体制として療育コーディネーターを各圏域に配置し、市町村の取組を重層的にバックアップします。

イ 発達障がいについての支援

〈現状と課題〉

- 発達障がい児・者への支援は、関係する支援関係者も多岐に亘り、その支援手法も様々ですが、それぞれの地域ごとに分野間の役割分担や情報共有、支援の引継等の体制の整備が進められています。ただ、地域資源や人口規模等によ

り、地域間の差が生じています。

- 発達障がいとは、障がい特性が一見ただけでは理解されにくく、様々な誤解や障がいの発見の遅れ等が生じています。
- 発達障がい診療を行う医療機関が限定されることから、一部の診療機関に受診が集中し、数か月の診療待機者が出ています。

〈施策の方向性〉

- 長野県発達障がいサポート・マネージャーを県内全ての圏域に配置し、様々な分野の支援者に対して総合的な助言や支援の橋渡しを行います。
- 圏域に市町村サポート・コーチを配置し、市町村関係者の支援技術の向上に取り組みます。
- 長野県発達障がい者支援センターを設置し、発達障がい児・者及びその家族への相談支援、支援関係者に対する研修、普及啓発等を実施します。
- 県発達障がい者支援対策協議会において、発達障がい児・者のすべてのライフステージにおける切れ目のない支援施策の検討を行います。
- 発達障がいの基礎知識を持ち、発達障がい児・者やその家族を見守る発達障がい者サポーターを養成し、発達障がい児・者が安心して暮らせる地域づくりを進めます。
- 発達障がい児・者が身近な地域で診療やその後のフォローを受けやすくするため、医療関係者間の連携の強化を図ります。
- 保育所保育士等を対象とした発達障がいに関する研修会を開催し、保育所等における発達支援を要する児童への対応力向上を図ります。

ウ 特別支援教育の充実

〈現状と課題〉

- 特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状の保有率は全国平均以上ですが、専門性の向上に向けて、保有率をさらに高めていく必要があります。

	視 覚	聴 覚	知 的	肢体不自由	病 弱	全 体
長 野 県	69.4%	47.3%	87.3%	91.8%	84.6%	84.4%
全国平均	61.0%	53.9%	82.3%	81.6%	79.3%	79.7%

(文部科学省 「平成 30 年度 特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査結果の概要」より)

- 地域の幼稚園・保育園、小中学校、高等学校から特別支援学校に寄せられる相談件数は増加傾向にあります。それぞれの相談に的確に対応できる地域の相談体制の構築や支援力の向上、支援体制づくりが求められています。

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
教育相談件数	21,130	27,215	30,003	31,147	27,999	29,495
前年度比増減	2,732	6,085	2,788	1,144	-3,148	1,496
1校あたりの相談件数	1,174	1,512	1,667	1,730	1,556	1,639

(特別支援教育課調べ)

- 発達障がいの診断等がある児童生徒が年々増加している中で、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育支援の充実を図る必要があります。

発達障がいの診断等のある児童生徒数の推移

(単位：人)

	小学校	中学校	高等学校
27 年度	4, 206	2, 146	804
28 年度	4, 555	2, 352	915
29 年度	4, 636	2, 344	1, 099
30 年度	5, 232	2, 627	1, 313
令和元年度	5, 582	2, 823	1, 481

注) 小中学校：医師の診断または専門機関の判定を受けている児童生徒数

高等学校：医師の診断のある生徒数

(特別支援教育課調べ)

〈施策の方向性〉

- 認定講習において早期に免許が取得できるよう講座の開設方法を工夫するとともに、採用において免許保有者を対象とした特別支援学校卒を設けるなどの対応を引き続き実施します。
- 特別支援学校がその専門性を生かし、地域の特別な教育的ニーズのある児童生徒、保護者、担任、諸学校等に対し、要請に応じた教育相談、各校に出向いての研修会、担任への助言・援助等を行うことを通して、地域全体の連携や各学校の支援力の向上を引き続き図ります。
- 障がいのある児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じられるよう、連続的で多様な教育対応を展開できる学校体制の整備を進めるとともに、特別支援学校のセンター的機能により、地域の小中学校への巡回支援の充実を図ります。

長野県社会福祉審議会 委員名簿

氏 名	所属・役職等	備考
うんの 海野 あけみつ 暁光	長野県保育連盟 会長 全国保育協議会 協議員	
かやつ 萱津 きみこ 公子	長野県社会福祉士会 会長 長野大学社会福祉学部 特任教授	
くろかわ 黒川 ゆみ 由美	長野県医師会 松本少年刑務所 医務課長	
こばやし 小林 ひろみ 広美	長野県介護支援専門員協会 会長 北信総合病院 居宅介護支援事業所 所長	
つちや 土屋 よういち 陽一	長野県市長会 社会環境部会 上田市長 ※任期：令和元年5月29日～令和2年9月30日	
なかじま 中島 ゆたか 豊	長野大学社会福祉学部 教授 福祉サービス第三者評価推進専門分科会 分科会長	会長
ながた 永田 しげえ 繁江	須坂市民生委員・児童委員協議会 会長	
にしむら 西村 たけし 武	長野県児童福祉施設連盟 会長 児童養護施設 おさひめチャイルドキャンプ 施設長	
ふじはら 藤原 ただひこ 忠彦	長野県社会福祉協議会 会長 ※任期：平成31年2月22日～令和2年9月30日	
ふじまき 藤巻 すずむ 進	長野県町村会 社会環境部会長 軽井沢町長 ※任期：令和元年6月11日～令和2年9月30日	
みうら 三浦 ゆみ 由美	長野県弁護士会 三浦由美法律事務所	
わためき 綿貫 よしこ 好子	多機能型事業所アトリエCoCo 所長 長野県障がい者施策推進協議会 会長	
おおくぼ 大久保 ちづる 千鶴	公募委員	
おの 小野 けいじ 恵嗣	公募委員	
ふえき 笛木 りえこ 利恵子	公募委員	

長野県社会福祉審議会 子育て支援専門分科会委員名簿

氏 名	役 職 等	備 考
いちかわ じゅんき 市川 純基	保育所保護者代表 松本市保育園保護者会連盟 会長	
いとう みちこ 伊藤 美知子	長野県PTA連合会 理事	
おおい みつよ 大井 光世	長野県自閉症協会北信地区いとぐるまの会 会長	
かなやま みわこ 金山 美和子	長野県立大学健康発達学部 准教授	会長
こいけ ようこ 小池 洋子	長野県保育連盟 保育部会長 八千穂保育園長	
さかもと ゆうこ 阪本 裕子	長野県経営者協会 女性部会委員 株式会社ライフプロ 代表取締役社長	
たかい ゆかこ 高井 友佳子	長野県学童保育連絡協議会 副会長 学童保育所太郎の家 専任指導員	
ふえき りえこ 笛木 利恵子	松本圏域障害者総合相談支援センターWish所長	公募 審議会委員
ふくしま なおみ 福島 直美	長野県町村会 高森町教育員会事務局長	
むらた ゆきこ 村田 由紀子	日本労働組合総連合会 長野県連合会 副会長	
やまが えつこ 山賀 恵都子	長野県市長会 上田市子育て子育て支援課長	
やまぐち よしやす 山口 喜康	幼稚園保護者代表 あさま幼稚園PTA会長	
よだ けいこ 依田 敬子	NPO法人響育の山里くじら雲 代表	
わだ のりよし 和田 典善	長野県私立幼稚園・認定こども園協会 副理事長 若穂幼稚園副園長	

社会福祉審議会における審議経過

	議 題
第 1 回 (H31. 2. 1)	○ 第二期長野県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について (諮問)
第 2 回 (R2. 3. 17)	○ 第二期長野県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について (答申)

子育て支援専門分科会における審議経過

	議 題
第 1 回 (R1. 6. 14)	○ 長野県の保育・幼児教育の概況について ○ 第一期長野県子ども・子育て支援事業支援計画の進捗状況について ○ 意見交換
第 2 回 (R1. 11. 19)	○ 長野県子ども・子育て支援事業支援計画の概要について ○ 第二期長野県子ども・子育て支援事業支援計画(素案)について ○ 意見交換
第 3 回 (書面審査)	○ 「第二期長野県子ども・子育て支援事業支援計画」の計画案(長野県社会福祉審議会への報告書案)について